

平成24年度 第1回

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

報告・諮問事項

平成24年5月29日

	報告・諮問事項	報告No.	諮問No.	頁
1	地籍調査に関する業務の登録について (新規)	1		1
	地籍調査に関する業務の外部委託について (新規)		1	
	地籍調査システム (小型) に記録する個人情報の項目について (新規)		2	
2	道路・公共溝渠 境界確定に関する業務の外部委託について (新規)		3	5
3	狭あい道路拡幅整備事業に関する業務の外部委託について (新規)		4	
4	開発許可に関する業務の外部委託について (新規)		5	
5	道路位置指定に関する業務の外部委託について (新規)		6	
	道路位置指定システム (小型) に記録する個人情報の項目について (新規)		7	
6	地理情報システムに関する業務の目的外利用について (新規)		8	12
7	マンションの建替えの円滑化等に関する業務の登録について (新規)	2		15
8	区営住宅・特定優良賃貸住宅の管理に関する業務の登録について (追加)	3		17
9	住基プライバシー条例の規定の一部見直しについて		9	19
10	住民基本台帳管理に関する業務の外部結合について (追加)	4		24
11	予防接種に関する業務の登録について (追加)	5		26
	予防接種に関する業務の外部委託について (新規)		10	
	予防接種に関する業務の目的外利用について (新規)		11	
	予防接種台帳管理システム (小型) に記録する個人情報の項目について (追加)		12	
12	ひとり親家庭医療費助成事務補完情報管理システム (小型) に記録する個人情報の項目について (新規)		13	31
13	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成に関する業務の登録について (変更)	6		34
	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成補完情報管理システム (小型) に記録する個人情報の項目について (新規)		14	
14	児童育成手当支給事務補完情報管理システム (小型) に記録する個人情報の項目について (新規)		15	38
15	児童手当支給に関する業務の登録について (変更)	7		41
	児童手当支給事務補完情報管理システム (小型) に記録する個人情報の項目について (新規)		16	
16	学校緊急連絡メール配信システム運用基準等について		一般報告	46

杉並区情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 江 藤 价 泰 様

杉 並 区 長 田 中 良

杉並区情報公開・個人情報保護審議会への諮問について

杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号の規定により、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の規定の見直しについて、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

平成21年7月15日、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。以下「改正法」という。）が公布されたことに伴い、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号。以下「住基プライバシー条例」という。）の規定を見直すことについて

2 諮問の理由及び内容

(1) 改正法の概要

- ① 住民票の記載等をした場合における、戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知を住基ネットを通じて行う。
- ② 他の市町村へ住所を移した場合でも、引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。
- ③ 外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の適用対象に加える。

(2) 改正法を踏まえた住基プライバシー条例の一部改正案の概要

- ① 電気通信回線による他の市町村長への通知に係る規定に、法第19条第1項に規定する本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項を追加する。
- ② 電気通信回線による東京都知事への通知に係る規定に、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の24第2項に規定する住民基本台

帳カードがその効力を失ったことを知った旨又は住民基本台帳カードの返納を受けた旨等を追加する。

- ③ 審議会への報告等に係る規定に、法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき者に係る本籍地の市町村長への通知等を追加する。

### 3 施行の時期

平成24年7月9日（改正法の施行日）

ただし、外国人住民についての電気通信回線による他の市町村長への通知に係る規定等の一部は、平成25年7月7日までは適用しない。

### 4 今後のスケジュール

平成24年6月：区議会第2回定例会に住基プライバシー条例の一部改正案を提出

平成24年7月9日：施行

# 新旧対照表 案

○杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例

新	旧
<p>(用語) 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。</p> <p>(電気通信回線による他の市町村長への通知) 第3条の2 法第9条第3項、第12条の4第5項、第19条第4項及び第24条の2第5項</p>	<p>(用語) 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。</p> <p>(電気通信回線による他の市町村長への通知) 第3条の2 法第9条第3項、第12条の4第5項、第23条第4項及び第292号。以下「令」という。)第30条の23第4項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第9条第1項に規定する他の市町村から区内に住所を変更した者につき住民票の記載をした旨</p> <p>(2) 法第12条の4第2項及び第3項に規定する政令で定める事項</p>
<p>の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第9条第1項に規定する他の市町村から区内に住所を変更した者につき住民票の記載をした旨</p> <p>(2) 法第12条の4第2項及び第3項に規定する政令で定める事項</p> <p>(3) 法第19条第1項に規定する本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項</p> <p>(4) 法第24条の2第3項に規定する最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた旨</p> <p>(5) 法第24条の2第4項に規定する政令で定める事項</p>	<p>(3) 法第24条の2第3項に規定する最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた旨</p> <p>(4) 法第24条の2第4項に規定する政令で定める事項</p> <p>(5) 令第30条の23第3項に規定する住民基本台帳カードの返納を受けた旨</p>
<p>(電気通信回線による東京都知事への通知) 第4条 法第30条の5第2項並びに令第13条第4項及び第30条の25第2項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 氏名(外国人住民にあっては、住民票に記載されている通称を含む。)</p> <p>(2) 出生の年月日</p> <p>(3) 男女の別</p> <p>(4) 住所</p> <p>(5) 住民票コード</p> <p>(6) 法第30条の5第1項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの</p>	<p>(電気通信回線による東京都知事への通知) 第4条 法第30条の5第2項並びに令第13条第4項及び第30条の25第2項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 出生の年月日</p> <p>(3) 男女の別</p> <p>(4) 住所</p> <p>(5) 住民票コード</p> <p>(6) 法第30条の5第1項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの</p>

- (7) 令第13条第3項に規定する法第9条第1項の規定による通知を受けた旨
- (8) 令第30条の24第1項に規定する住民基本台帳カードを交付した旨、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた旨、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた旨、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った旨又は住民基本台帳カードの返納を受けた旨
- (9) 令第30条の24第2項に規定する住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った旨又は住民基本台帳カードの返納を受けた旨
- (10) 令第30条の24第3項に規定する法第24条の2第3項に規定する当該最初の転入届に係る転出届をした者に係る法第9条第1項の規定による通知を受けた旨
- (11) 令第30条の24第4項に規定する住民基本台帳カードに法第30条の44第6項に規定する措置を講じた旨

(審議会への報告等)

第5条 区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った住民票に記載されている事項（以下この項及び次条第1項において「住民票記載事項」という。）の処理状況並びに当該処理により発生した苦情（住民票記載事項に係るものに限る。）及びその処理の内容について、毎年1回以上、杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第9条第1項の規定による他の市町村から区内に住所を変更した者に係る当該他の市町村長への通知
- (2) 法第9条第1項の規定による区から他の市町村の区域内に住所を変更した者に係る区長への通知
- (3) 法第12条の4第2項の規定による政令で定める事項の住所地市町村長への通知
- (4) 法第12条の4第3項の規定による政令で定める事項の交付地市町村長への通知
- (5) 法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項の本籍地の市町村長への通知
- (6) 法第19条第1項の規定による本籍地において戸籍の附票の記載の修正

- (7) 令第13条第3項に規定する法第9条第1項の規定による通知を受けた旨
- (8) 令第30条の25第1項に規定する住民基本台帳カードを交付した旨、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた旨、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた旨、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った旨又は住民基本台帳カードの返納を受けた旨

(審議会への報告等)

第5条 区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った住民票に記載されている事項（以下この項及び次条第1項において「住民票記載事項」という。）の処理状況並びに当該処理により発生した苦情（住民票記載事項に係るものに限る。）及びその処理の内容について、毎年1回以上、杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第9条第1項の規定による他の市町村から区内に住所を変更した者に係る当該他の市町村長への通知
- (2) 法第9条第1項の規定による区から他の市町村の区域内に住所を変更した者に係る区長への通知
- (3) 法第12条の4第2項の規定による政令で定める事項の住所地市町村長への通知
- (4) 法第12条の4第3項の規定による政令で定める事項の交付地市町村長への通知

新	旧
<p>をすべき事項の区長への通知</p> <p>(7) 法第24条の2第3項の規定による最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けて行う転出地市町村長への通知</p> <p>(8) 法第24条の2第4項の規定による政令で定める事項の転入地市町村長への通知</p> <p>(9) 法第30条の5第1項並びに令第13条第3項及び第30条の24第1項から第4項までの規定による前条各号に掲げる事項の東京都知事への通知</p>	<p>(5) 法第24条の2第3項の規定による最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けて行う転出地市町村長への通知</p> <p>(6) 法第24条の2第4項の規定による政令で定める事項の転入地市町村長への通知</p> <p>(7) 法第30条の5第1項並びに令第13条第3項及び第30条の25第1項の規定による前条各号に掲げる事項の東京都知事への通知</p> <p>(8) 令第30条の23第3項の規定による住民基本台帳カードの返納を受けた旨の交付市町村長への通知</p> <p>(9) 令第30条の23第3項の規定による住民基本台帳カードの返納を受けた旨の区長への通知</p>
<p>3 区長は、第1項に掲げる事項について、審議会に報告後、区民に公表するものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 外国人住民については、平成25年7月7日までは、第3条の規定による改正後の杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例第3条の2から第5条まで（第3条の2第1号並びに第5条第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、適用しない。</p>	<p>3 区長は、第1項に掲げる事項について、審議会に報告後、区民に公表するものとする。</p>

## 報告・諮問事項説明書

対象業務名		住民基本台帳管理に関する業務						
主管部課名		区民生活部区民課						
個人情報保護条例		諮問No.	報告No.	新規・追加・変更	記録年月日			
種別	条				元号	年	月	日
個人情報登録	8				平成	年	月	日
外部委託	12				平成	年	月	日
目的外利用	14				平成	年	月	日
外部提供	15				平成	年	月	日
外部結合	17		4	追加	平成	24年	7月	9日
電算入力	16				平成	年	月	日

  

事務事業の概要	内容	<p>住民基本台帳の管理に関する、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号）及び「住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令」（平成22年政令第253号）が平成24年7月9日から施行される。この改正により、住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の交付を受けている者が、交付を受けた市町村から他の市町村へ住所を移した場合でも、既に発行された住基カードを引き続き使用することが可能となった。</p> <p>このため、住基カードの発行に関する個人情報の内容を、「住民基本台帳ネットワークシステム」を利用して他市町村と交換を行い、住基カードが発行された市町村以外での継続使用を可能とする。住基カード継続使用のため「住民基本台帳ネットワークシステム」で交換を行う個人情報について、外部結合記録票の項目の追加を行う。</p> <p>【外部結合記録票】（追加） 「外部結合記録票」の提供及び収集する個人情報の項目に、「住民基本台帳カード発行日」「住民基本台帳カード有効期限」「住民基本台帳カード様式の別」を追加する。</p>
	根拠法令	住民基本台帳法第24条の2、住民基本台帳法施行令第24条の3、 住民基本台帳法施行規則第7条の2
	システム名	住民基本台帳ネットワークシステム
	電算入力	規模
電算入力	効果	他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができ、住民の利便の増進を図る。



## 外部結合記録票

部 課 名	区民生活部 区民課	整理番号	
業務の名称	住民基本台帳管理に関する業務	記録年月日	平成21年1月5日
外部結合の相手方	区市町村長及び東京都知事		
外部結合の根拠	住民基本台帳法第9条第3項、第12条の4第5項、第19条第4項、第24条の2第5項、第30条の5第2項 住民基本台帳法施行令第13条第4項、第30条の24第5項		
外部結合の方法	専用電気通信回線		
外部結合によって収集・提供される個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 住所	1 住所	
	2 氏名	2 氏名	
	3 生年月日	3 生年月日	
	4 性別	4 性別	
	5 住民票コード	5 住民票コード	
	6 異動年月日	6 異動年月日	
	7 異動事由	7 異動事由	
	8 住民となった年月日	8 住民となった年月日	
	9 住所を定めた年月日	9 住所を定めた年月日	
	10 住所を定めた届出年月日	10 住所を定めた届出年月日	
	11 前住所	11 前住所	
	12 続柄	12 続柄	
	13 本籍	13 本籍	
	14 筆頭者	14 筆頭者	
	15 転出先住所	15 転出先住所	
	16 転出予定年月日	16 転出予定年月日	
	17 転出届出年月日	17 転出届出年月日	
	18 国民健康保険資格有無	18 国民健康保険資格有無	
	19 国民健康保険の退職被保険者等区分	19 国民健康保険の退職被保険者等区分	
	20 後期高齢者医療保険資格有無	20 後期高齢者医療保険資格有無	
	21 介護保険資格有無	21 介護保険資格有無	
	22 国民年金の被保険者種別	22 国民年金の被保険者種別	
	23 国民年金手帳の記号及び番号	23 国民年金手帳の記号及び番号	
	24 児童手当支給有無	24 児童手当支給有無	
	25 住民基本台帳カード回収日	25 住民基本台帳カード回収日	
	26 住民基本台帳カード交付日	26 住民基本台帳カード発行日	
	27 住民基本台帳カード廃止日	27 住民基本台帳カード有効期限	
	28 住民基本台帳カード一時停止日	28 住民基本台帳カード様式の別	
	29 住民基本台帳カード発行日		
	30 住民基本台帳カード有効期限		
31 住民基本台帳カード様式の別			
備考	<p>平成24年5月29日報告第4号により記録票作成。                  追加した「提供する個人情報の項目」29から31については、区市町村長あてに提供する。                  追加した「収集する個人情報の項目」26から28については、区市町村長から収集する。</p>		